

第2章 日米安全保障体制の強化

第2章

日米安全保障体制の強化

日米安保条約¹に基づく日米安保体制は、わが国防衛の柱の一つである。また、日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならずアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎をなすものである。さらに、同盟に基づく日米間の緊密な協力関係は、世界における多くの安全保障上の困難な課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしている。日米両国が共有する民主主義、法の支配、人権の尊重、資本主義経済といった基本的な価値観を国際社会において促進する上で、この同盟関係は、ますます重要になっており、新防衛大綱においても、日米同盟を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化・発展させていくとされている。

わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、わが国の防衛に寄与するのみならず、アジア太平洋地域における不測の事態の発生に対する抑止力および対処力として機能しており、日米安保体制の中核的要素をもっている。一方、在日米軍の駐留については、地域住民の生活環境に影響を与えることから、沖縄をはじめとする各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

このようにわが国の安全保障にとって重要な意味を持つ日米安保体制について、本章では、第1節において日米安保体制の意義や基本的枠組、在日米軍の現状などを説明し、第2節において日米同盟の深化に関してその歴史的経緯および「同盟深化のプロセス」について説明する。最後に、第3節において普天間飛行場移設に関することなど、在日米軍の駐留に関する諸施策について説明する。なお、東日本大震災にかかる米軍の支援活動などについては、特集(P2)参照。

(図表Ⅲ-2-0-1参照)



日米首脳会談（11（平成23）年5月26日）〔内閣広報室〕

¹ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/jyoyaku.html>>参照。

第1節

日米安全保障体制の概要

本節では、わが国の安全保障にとっての日米安保体制の意義、日米安保体制を支える基本的枠組、在日米軍の

現状および在日米軍の駐留に関する枠組など、日米安保体制の概要について説明する。

1 日米安全保障体制の意義

1 わが国の安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全および独立

を確保するためには、核兵器の使用をはじめとするさまざまな態様の侵略から軍事力による示威、恫喝に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築

図表Ⅲ-2-0-1 日米安保協力にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	旧ガイドラインの策定と拡大する日米防衛協力	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		旧「日米防衛協力のための指針」(旧ガイドライン)策定
1991(平成3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1993(平成5)年	冷戦の崩壊と新ガイドラインの策定	(北朝鮮、NPT脱退を宣言)
1996(平成8)年		「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談)
		「SACO最終報告」
1997(平成9)年		新「日米防衛協力のための指針」(新ガイドライン)策定
2001(平成13)年	米国同時多発テロ以降の日米関係	(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年		「再編の実施のための日米ロードマップ」の策定
		「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
		(北朝鮮、核実験)
		「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2009(平成21)年		(北朝鮮、核実験)
		日米首脳会談(鳩山・オバマ会談)
2010(平成22)年		日米安全保障条約締結50周年

する必要がある。しかしながら、超大国である米国でさえ、グローバル化の進んだ国際社会にあって、一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。また、このような方向は、わが国の政治的姿勢として適切とはいえず、必ずしも地域の安定に寄与するものではない。

このため、わが国は、前述の基本的な価値観や、世界の平和と安全の維持という目的を共有し、経済面においても関係が深く、アジア太平洋地域における利益を共有し、かつ、強大な軍事力を有する米国との二国間の同盟関係を継続してきた。

具体的には、日米安保条約第5条は、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処することを定めている。この米国の日本防衛義務により、わが国に対する武力攻撃を企図するに際しては、相手国は、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識することとなり、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、自らの適切な防衛力の保持と合わせ、隙のない態勢を構築し、わが国の安全を確保していく考えである。

2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第6条においては、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、「日本国の安全」とともに、「極東における国際の平和及び安全の維持」があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和と安全ときわめて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡などをめぐる問

題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。こうした安全保障環境において、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における不透明・不確実な要素に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能しており、地域の諸国に大きな安心をもたらすことにより、いわば公共財としての役割を果たしている。また、日米安保体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国やフィリピンなど地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、その他の国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定の確保に重要な役割を果たしている。

3 国際的な安全保障環境の改善

日米安保体制は、防衛面のみならず、政治、経済、社会などの幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好協力関係の基礎となっている。日米安保体制を基調とする日米協力関係は、わが国の外交の基軸であり、多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国際連合(国連)の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組に役立つものである。

現在国際社会における安全保障上の課題として、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ、海賊行為などへの対応があり、また、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となってきている。こうしたグローバルな安全保障課題は、一国で対応することはきわめて困難であり、利益を共有する国々が平素から協力することが重要となっている。このような状況において、日米の緊密な協力関係は、わが国が効果的にこうした国際社会の課題に対応していく上でも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素よりさまざまな面での連携向上に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力する上での基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活

動能力を有する米国と協力して国際的な安全保障環境の改善のための取組を進めていくことにより、わが国の平

和と繁栄はさらに確かなものとなる。

2 日米安全保障体制を支える基本的枠組

1 日米間の政策協議

日米間の安全保障に関する政策の協議は、通常的外交ルートによるもののほか、日米安全保障協議委員会（「2+2」）、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の関係者などにより、各種のレベルで緊密に行われている。これら協議の枠組は図表Ⅲ-2-1-1のとおりである。

さらに、防衛省としては、防衛大臣と米国防長官との間で日米防衛相会談を適宜行い、両国の防衛政策や防衛協力に焦点をあて協議している。07（平成19）年以降の日米政策協議（閣僚級）の実績は、図表Ⅲ-2-1-2のとおりである。

りである。

また、防衛省・自衛隊の次官・幕僚長をはじめとする実務レベルにおいても、日米安保体制のもと、米国防省などとの間で随時協議や必要な情報の交換などを行っている。近年、日米の防衛協力が進んだことにより、こうした機会はより重要になっている。

このように、あらゆる機会とレベルを通じて情報や認識を日米間で共有することは、日米間の連携をより強化し、緊密化するものであり、日米安保体制の信頼性の向上に資するものである。このため、防衛省としても、主体的・積極的に取り組んでいる。

図表Ⅲ-2-1-1 安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議の場

協議の場	出席対象者		目的	根拠など
	日本側	米側		
日米安全保障協議委員会（SCC） Security Consultative Committee（「2+2」）	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官（注1）	日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	日米安保条約第4条などを根拠とし、60（昭和35）年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議（SSC） Security Subcommittee	参加者は一定していない（注2）	参加者は一定していない（注2）	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	日米安保条約第4条など
防衛協力小委員会（SDC） Subcommittee for Defense Cooperation（注3）	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 および運用企画局長 統合幕僚監部の代表（注4）	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、 在日米軍、 統合参謀本部、 太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議	76（昭和51）年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、96（平成8）年6月28日の日米次官級協議において改組
日米合同委員会（原則として隔週開催）	外務省北米局長 防衛省地方協力局長 など	在日米軍副司令官 在日米大使館 公使など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

（注1）90（平成2）年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官。

（注2）両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。

（注3）96（平成8）年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

（注4）97（平成9）年9月23日、防衛庁運用局長（当時）が加えられた。

図表Ⅲ-2-1-2 日米協議(閣僚級)の実績(07(平成19)年以降)

年月日	会議／場所	出席者	概要・成果など
07. 4.30	日米防衛相会談 ／ワシントン	久間防衛大臣 ゲイツ国防長官	・各再編案の着実な実施、情報保全、BMD分野の情報共有など運用面の協力強化、役割・任務・能力の継続検討などについて、意見が一致
07. 5. 1	日米安全保障協議 委員会(「2+2」) ／ワシントン	久間防衛大臣 麻生外務大臣 ゲイツ国防長官 ライス國務長官	・06年5月のロードマップに従った米軍再編の着実な実施を確認 ・BMD協力の強化、特に情報協力、運用協力の強化を確認 ・あらゆる種類の米国の軍事力に基づき、日本の防衛に対する米国のコミットメントに変わりないことを再確認 ・「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」と題する文書の公表
07. 8. 8	日米防衛相会談 ／ワシントン	小池防衛大臣 ゲイツ国防長官	・在日米軍再編については、ロードマップに従って日米合意どおりに早期に実現していくとの認識で一致 ・情報保全の強化、テロとの闘いなどについて意見交換
07.11. 8	日米防衛相会談 ／東京	石破防衛大臣 ゲイツ国防長官	・インド洋における給油活動や米軍再編など個別の課題とともに、将来に適応した日米同盟の変革について議論 ・BMDに関し、引き続き協力を行っていくことおよび、日米の役割・任務・能力の検討を継続し、二国間協力の実効性を高めることの重要性を確認
08. 5.31	日米防衛相会談 ／シンガポール	石破防衛大臣 ゲイツ国防長官	・インド洋における補給支援活動の再開をはじめ、国際社会の平和と安定のため、引き続き緊密に協力していくことで一致 ・米軍再編について、ロードマップに従った着実な実施を再確認するとともに、今後の進め方などについて意見交換
09. 5. 1	日米防衛相会談 ／ワシントン	浜田防衛大臣 ゲイツ国防長官	・北朝鮮への対応をはじめとする日米間の多くの課題について、ハイレベルでの協議を行っていくことの必要性、米国のわが国防衛に対するコミットメント、米軍再編を引き続きしっかりと進めていくこと、QDRおよび防衛大綱の検討にあたり、日米間の対話を継続することなどの確認 ・アフガニスタン・パキスタン支援、海賊対処、F-Xなどについて意見交換
09. 5.30	日米防衛相会談 ／シンガポール	浜田防衛大臣 ゲイツ国防長官	・北朝鮮への対応について、外交的努力や拡大抑止の強化、MD等を含め、日米間で協議を継続することを確認 ・米軍再編やF-Xについて意見交換
09.10.21	日米防衛相会談 ／東京	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・日米同盟の重要性を確認するとともに、北澤防衛大臣より、日米安保条約締結50周年に向け、具体的な協力アイテムの検討を進めたい旨発言 ・地域情勢、米軍再編、HNSなどについて意見交換 ・MDや情報保全における協力を強化することで一致
10. 5.25	日米防衛相会談 ／ワシントン	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・普天間飛行場移設問題について、日米両国は引き続き緊密に連携し問題の解決に取り組んでいくことで一致 ・北澤防衛大臣から、韓国海軍艦艇沈没事件について、わが国としても北朝鮮を強く非難し、米国、韓国をはじめ国際社会と緊密に連携していく考えである旨発言 ・中国艦船の最近の動向について、北澤防衛大臣から説明し、かかる状況の中で、日米間でさまざまな協力を行っていききたい旨述べ、ゲイツ長官と協力の重要性につき意見が一致 ・日米同盟について、幅広い分野での協力を着実に進めていくことで一致。防衛相間の連携も強化することで一致
10.10.11	日米防衛相会談 ／ハノイ	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・地域情勢、米軍再編、HNSなどについて意見交換 ・同盟の基盤強化を確認
11. 1.13	日米防衛相会談 ／東京	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	・日米韓の協力の重要性を確認 ・安全保障分野においても21世紀の日米同盟のビジョンを共同で示すことができるよう日米同盟の深化について協議を加速させることで一致 ・普天間飛行場移設については10年5月の日米合意を実施していくことを確認 ・航空機の訓練移転先としてグアムを追加するための作業状況を確認 ・HNS、BMDについて意見交換

年月日	会議／場所	出席者	概要・成果など
11. 6. 3	日米防衛相会談 ／シンガポール	北澤防衛大臣 ゲイツ国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災への対応について、米国からの支援に対して謝意を示すとともに、長年の日米間の共同訓練などが緊密な連携に結びついたことを確認 SM-3ブロックII Aの米国による第三国移転および普天間飛行場移設問題について意見交換
11. 6.21	日米安全保障協議委員会(「2+2」) ／ワシントン	北澤防衛大臣 松本外務大臣 ゲイツ国防長官 クリントン国務長官	<ul style="list-style-type: none"> 05年、07年の共通戦略目標の見直し・再確認 日米間の安全保障・防衛協力を深化・拡大 普天間飛行場の代替の施設の滑走路の形状をV字案に決定。普天間飛行場の代替の施設および海兵隊の移転の完了が目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意するとともに、できる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認。 東日本大震災および原発事故への日米共同対処を踏まえ、日米の多様な事態へ対処する能力強化で一致。



北澤防衛大臣とゲイツ米国防長官（当時）

2 「日米防衛協力のための指針」とその実効性確保のための諸施策

日米両国がわが国に対する武力攻撃などに迅速に対処するにあたっては、あらかじめ両者の役割について協議し、決定しておくことが必要である。日米両国間には、このような役割に関する枠組が存在している。それが「日米防衛協力のための指針」（「指針」とその実効性を確保するための諸施策である。日米両国はこの枠組に基づき、2節で述べるようにわが国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえつつ、両国間の協力計画などについて継続的に検討作業を実施し、協議を行ってきている。

ここでは、この枠組の概要について説明する。

(1) 「日米防衛協力のための指針」

97（平成9）年、「2+2」会合において了承された「指針」の概要は、次のとおりである。

参照 資料36（P480）

ア「指針」の目的

「指針」は、平素からのおよびわが国に対する武力攻撃や周辺事態¹に際し、より効果的で信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築することなどを目的としている。

イ「指針」において定められた協力事項

(ア) 平素から行う協力

両国政府は、わが国の防衛とより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、密接な協力を維持し、平素から情報交換や政策協議、安全保障対話・防衛交流、国連平和維持活動や人道的な国際救援活動、共同作戦計画や相互協力計画の検討、共同演習・訓練の強化、調整メカニズムの構築など、さまざまな分野での協力を充実する。

(イ) わが国に対する武力攻撃に際しての対処行動など

わが国に対する武力攻撃に際しての共同対処行動などは、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。自衛隊は主として防勢作戦²を行い、米軍はこれを支援・補完するための作戦を行う。両者は、作戦の整合性を保ちつつ、それぞれの作戦構想に基づき対処する。

参照 資料37（P484）

¹ そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態など、わが国周辺の地域におけるわが国の平和と安全に重要な影響を与える事態（周辺事態安全確保法第1条）。

² 敵の攻勢に対し、その企図の達成を阻止する目的をもって行う作戦。また、攻勢とは、自ら敵を求めてこれを撃破しようとする積極的な形態をいう。

(ウ) 周辺事態に際しての協力

両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交を含めあらゆる努力を払う。

参照 資料38 (P485)

ウ「指針」のもとでの日米共同の取組

「指針」のもとでの日米防衛協力を効果的に進め、確実に成果をあげるためには、前述した安全保障上のさまざまな状況を通じて両国が協議を行うとともに、さまざまなレベルで十分に情報を共有しつつ調整を行うことが必要不可欠である。このため、両国政府は、あらゆる機会をとらえて情報交換や政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整や作戦・活動分野の調整のため、次の二つのメカニズムを構築する。

(ア) 包括的なメカニズム

包括的なメカニズムは、平素において「指針」のもとでの日米共同作業を行うためのものであり、自衛隊と米軍だけでなく、両国政府の関係機関が関与して構築される。包括的なメカニズムでは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に円滑かつ効果的に対応できるよう、共同作戦計画や相互協力計画についての検討などの共同作業を行う。

(図表Ⅲ-2-1-3参照)

(イ) 調整メカニズム

00 (同12) 年に構築された調整メカニズムは、わが国に対する武力攻撃や周辺事態に際して両国が行うそれぞれの活動の調整を図るため、平素から構築しておくものである。

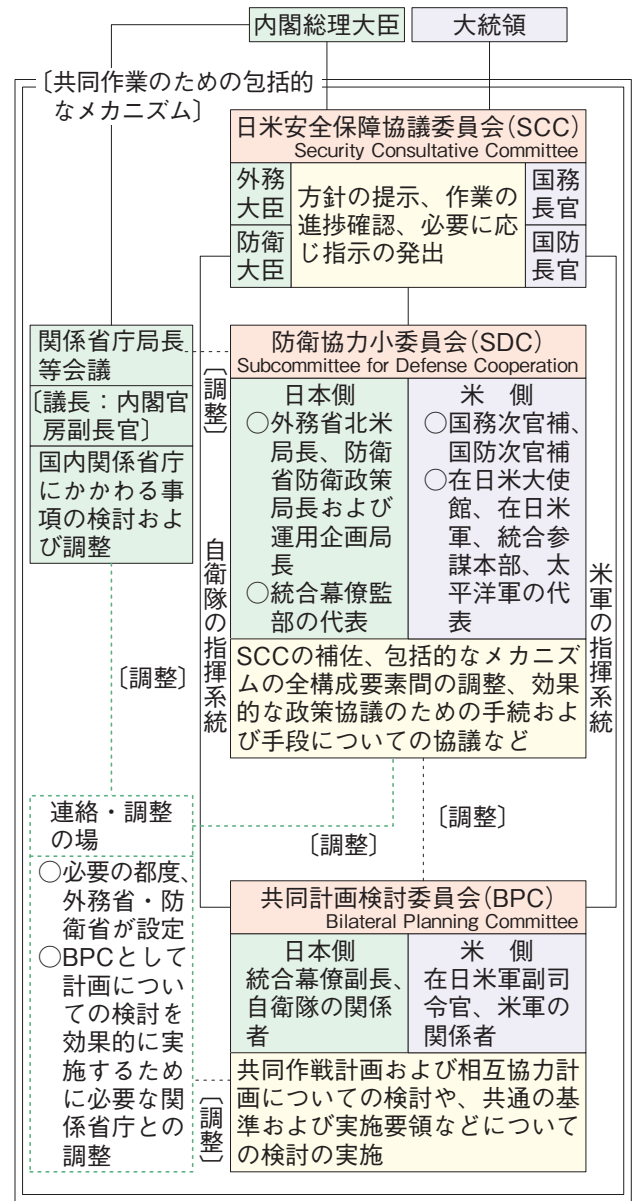
(図表Ⅲ-2-1-4参照)

(2) 「指針」の実効性を確保するための諸施策

ア 「指針」の実効性確保のための措置

「指針」の実効性を確保するためには、平素からの取組をはじめ、武力攻撃事態や周辺事態における日米協力について、法的側面を含めて必要な措置を適切に講じることが重要である。このような観点から、「指針」における

図表Ⅲ-2-1-3 包括的なメカニズムの構成

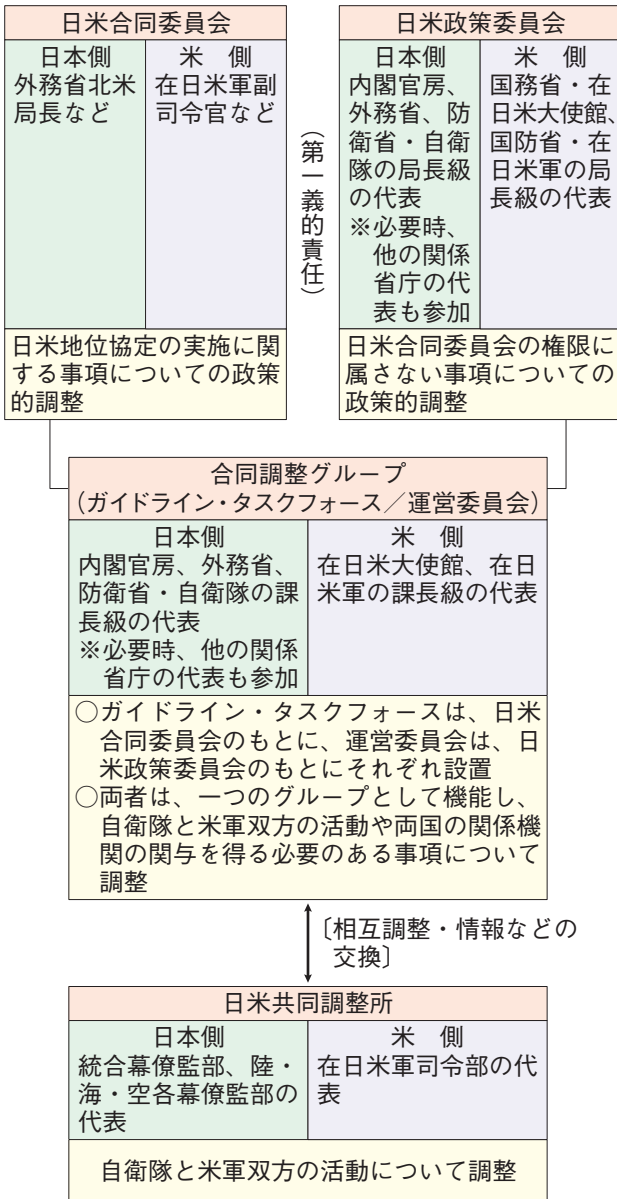


共同作戦計画や相互協力計画の検討を含む日米間の共同作業を、平素から、政府全体で進めることが必要である。

これを踏まえ、周辺事態における日米協力の観点から、99 (同11) 年の周辺事態安全確保法、00 (同12) 年の船舶検査活動法などの法制整備が行われた。

また、武力攻撃事態等における日米協力の観点からは、有事法制整備の一環として、04 (同16) 年に米軍の行動

図表Ⅲ-2-1-4 調整メカニズムの構成



米国から勲章を授与される折木統合幕僚長と
マレン統合参謀本部議長



米国から勲章を授与される火箱陸上幕僚長と
デンプシー米陸軍参謀総長

の円滑化のための措置が講じられた。

参照 1章1節(P219)

イ 周辺事態安全確保法と船舶検査活動法の概要

周辺事態安全確保法は、周辺事態に対応してわが国が
行う措置(対応措置)³やその実施の手続などを定めてい

る。また、船舶検査活動法は、周辺事態に対応してわが
国が行う船舶検査活動に関して、その実施の態様や手続
などを定めている。その概要は、次のとおりである。

内閣総理大臣は、周辺事態に際して、自衛隊が行う後
方地域支援⁴、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動など
を行う必要があると認めるときは、こうした措置を行う
ことと対応措置に関する基本計画の案について、閣議決
定を求めなければならない。また、対応措置の実施につ
いては、国会の事前承認(緊急時は事後承認)を得なければ
ならない。

防衛大臣は、基本計画に従い、実施要項(実施区域の

3 後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(周辺事態安全確保法第2条)。

4 後方地域とは、わが国の領域ならびに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められるわが国周辺の公海(領海の基線から200海里(約370km)までの水域である排他的経済水域を含む。)およびその上空の範囲をいう。



杉本海上幕僚長とラフヘッド米海軍作戦部長



岩崎航空幕僚長とシュワルツ米空軍参謀総長

指定など)を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊などに、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動の実施を命ずる。

関係行政機関の長は、法令と基本計画に従い、対応措置を実施するとともに、地方公共団体の長に対し、その権限の行使について必要な協力を求めることができる。また、法令と基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる⁵。

内閣総理大臣は、基本計画の決定・変更や対応措置の終了に際しては、遅滞なく、国会に報告する。

ウ 後方地域支援

後方地域支援とは、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に対し、後方地域においてわが国が行う物品・役務の提供、便宜の供与などの支援措置である。(周辺事態安全確保法第3条第1項第1号)

このうち、自衛隊が行う後方地域支援で提供の対象となる物品・役務の種類は、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務および基地業務である。

エ 後方地域搜索救助活動

後方地域搜索救助活動とは、周辺事態において行われ

た戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、後方地域で自衛隊が行う搜索救助活動(救助した者の輸送を含む。)である。(周辺事態安全確保法第3条第1項第2号)

その際、戦闘参加者以外の遭難者がいる場合はあわせて救助を行う。また、実施区域に隣接する外国の領海に遭難者がいる場合は、その外国の同意を得て、遭難者の救助を行うことができる。ただし、その領海において既に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる場合に限る。

オ 船舶検査活動

船舶検査活動とは、周辺事態に際し、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶(軍艦など⁶を除く。)の積荷・目的地を検査・確認する活動や必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動である。こうした活動は、国連安全保障理事会(国連安保理)決議に基づいて、または旗国⁷の同意を得て、わが国領海やわが国周辺の公海(排他的経済水域⁸を含む。)において行われる。(船舶検査活動法第2条)

5 政府は、協力を求められまたは協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

6 軍艦および各国政府が所有または運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるもの。

7 海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国。

8 「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第1条<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H08/H08H0074.html>>参照。

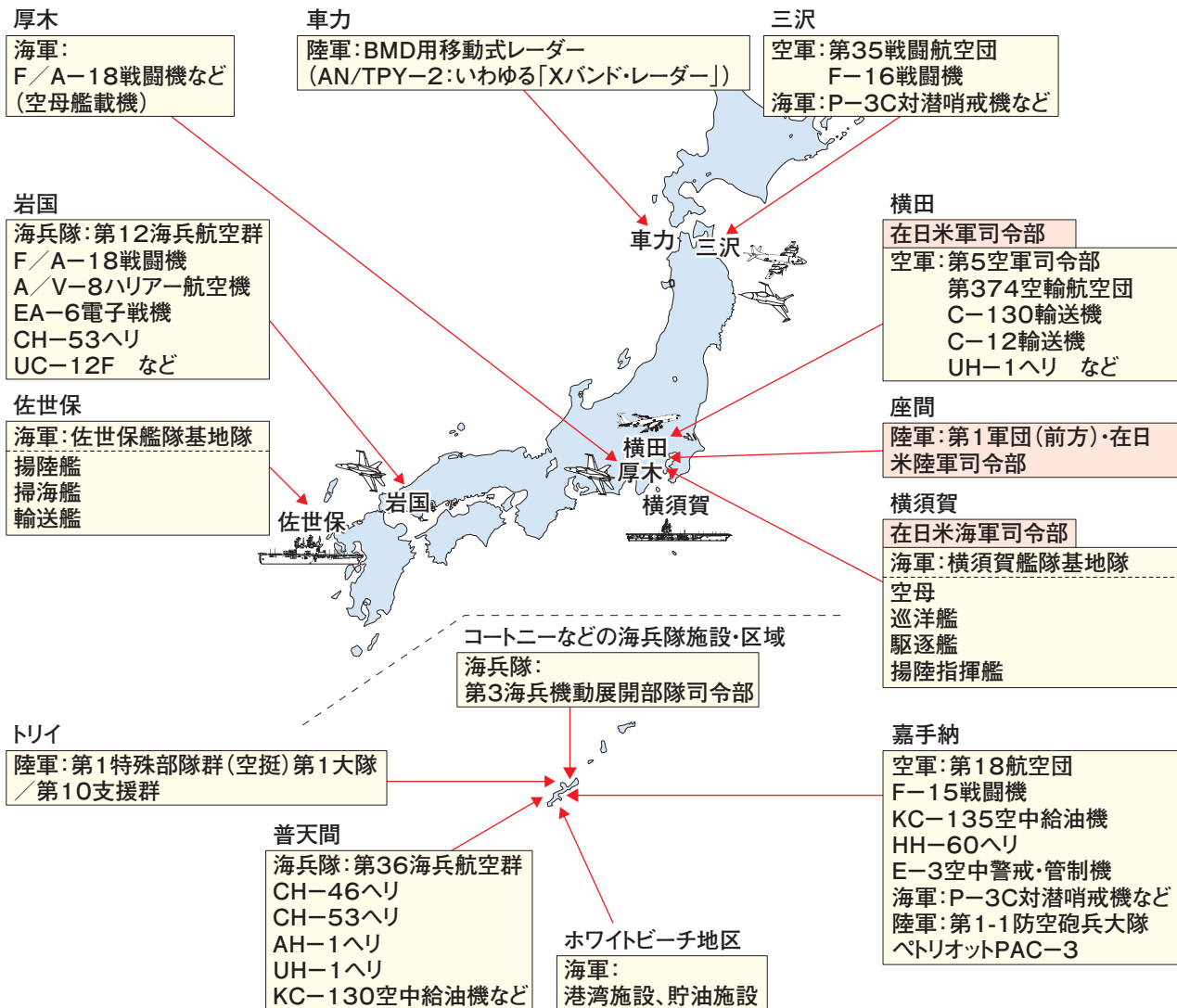
3 在日米軍の現状

1 在日米軍の駐留の意義

日米安保体制が本節1で述べたような役割を引き続き果たしていくためには、わが国の防衛に寄与すると同時に地域の平和と安全に寄与する抑止力として十分に機能する在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。

このため、わが国は、日米安保条約に基づいて、米軍の駐留を認めている。これにより、前述のとおり、わが国に対する武力攻撃に際しては、相手国が自衛隊に加えて米軍と直接対決する事態を覚悟する必要が生じることとなり、在日米軍がわが国への侵略に対する抑止力になる。また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃があった場合の日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日

図表Ⅲ-2-1-5 在日米軍の日本における配置図



米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

在日米軍が以上のような役割を果たすためには、在日米軍を含む米軍の各兵種が機能的に統合されている必要がある。たとえば、日米両国が協力してわが国に対する武力攻撃などに対処するにあたっては、米軍は主としていわゆる「矛」としての打撃力の役割を担っているが、このような打撃力として米軍が機能する際には、わが国に駐留する米海軍、米空軍、米海兵隊などが一体となって十分な機能を発揮するものと考えられる。

なお、日米安保条約は、以上のように第5条で米国の対日防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のためにわが国の施設・区域の使用を米国に認めており、総合的に日米双方の義務のバランスを取っている。この点は、締約国による共同防衛についてのみ規定されている北大西洋条約とは異なっている。

2 在日米軍施設・区域と地域社会

在日米軍のわが国における配置の現状は図表Ⅲ-2-1-5のとおりである。在日米軍施設・区域がその機能を十分に発揮するためには、これを抱える地元の理解と協力が欠かせない。一方で、在日米軍施設・区域の周辺では、日米安保条約締結以来、過去数十年の間に市街化が進むなど、社会環境は大きく変化している。在日米軍施設・区域が十分に機能を発揮するとともに、真に国民に受け入れられ、支持されるものであるためには、こうした変化を踏まえ、在日米軍施設・区域による影響をできる限り軽減する必要がある。

わが国の国土は狭隘きょうあいでかつ平野部が少なく、在日米軍施設・区域と、都市部や産業地区とが隣接している例も多い。このような地域においては、在日米軍施設・区域の設置や航空機の離発着などにより、住民の生活環境や地域の振興に大きな影響を与えることから、各地域の実情に合った負担軽減の努力が必要である。

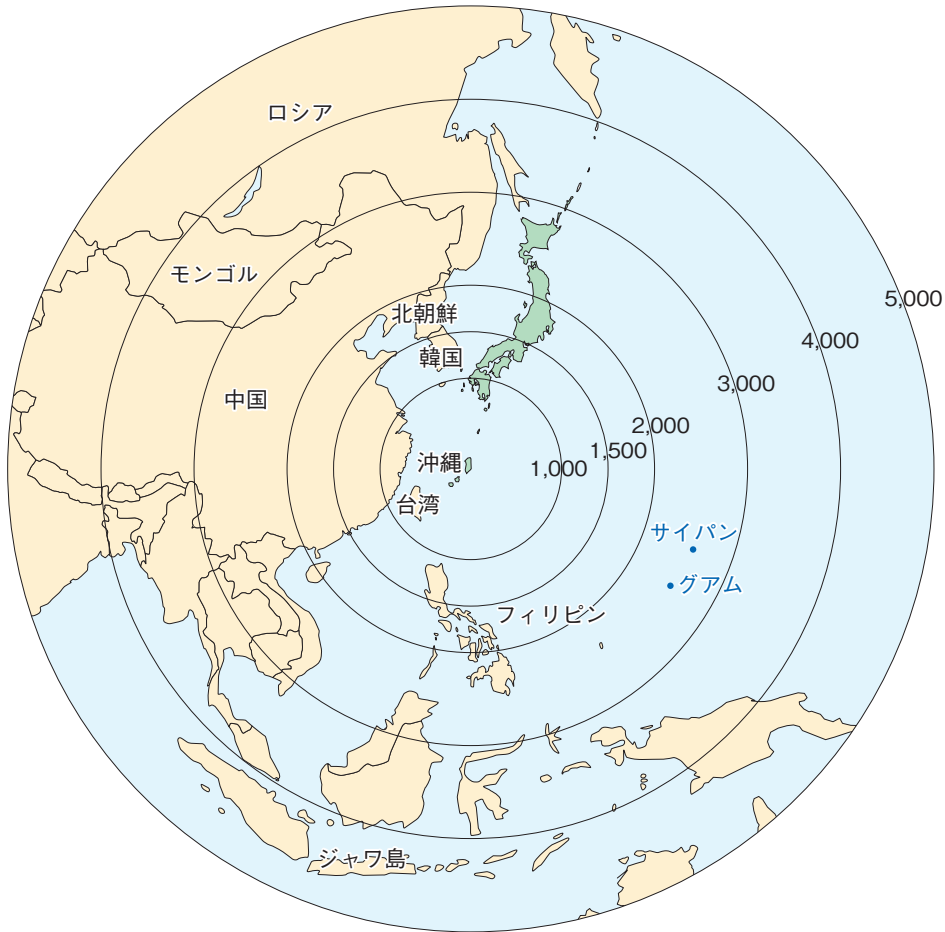
3 沖縄の在日米軍

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて東アジアの各地域と近い位置にある。このため、この地域において部隊を緊急に展開する必要がある場合には、沖縄に駐留する米軍は迅速に対応することができる。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有している。さらに、南西諸島のほぼ中央にあることや、わが国のシーレーンにも近いなど、安全保障上極めて重要な位置にある。こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、さまざまな緊急事態への一次的な対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、わが国の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在しており、11（平成23）年1月時点で、わが国における在日米軍施設・区域（専用施設）のうち、面積にして約74%が沖縄に集中している状況にある。このため、沖縄における負担の軽減については、前述の安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。

（図表Ⅲ-2-1-6参照）

図表Ⅲ-2-1-6 在沖米海兵隊の意義・役割



1. 米海兵隊の沖縄駐留の理由

- 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比較し、東アジアの各地域に対し距離的に近い。
 - この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、沖縄における米軍は、迅速な対応が可能。
- また、沖縄はわが国の周辺諸国との間に一定の距離を置いているという地理上の利点を有する。

2. 在沖米海兵隊の意義・役割

- 在沖米海兵隊は、その高い機動性と即応能力※により、わが国の防衛や東日本大震災への対応をはじめ、06年5月のインドネシアのジャワ島における地震への対応など地域の平和と安全の確保を含めた多様な役割を果たしている。
 - 地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、さまざまな緊急事態への一次的な対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、わが国の安全およびアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与。

※ 海兵隊は、訓練時や展開時には常に全ての戦闘要素（陸、海、空）を同時に活用しており、各種事態への速やかな対処に適している。

4 在日米軍の駐留に関する枠組

在日米軍の駐留は日米安保体制の中核的な要素であり、わが国とアジア太平洋地域に対し深く関与するという米国の意思表示でもある。在日米軍は、さまざまな形でわが国とアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、特に、その存在自体が目に見える形での抑止機能を果たしていると考えられる。わが国としては、在日米軍の駐留を円滑にするため、日米安保体制の信頼性の向上を図っている。

1 日米地位協定に基づくわが国の措置など

在日米軍施設・区域および在日米軍の地位にかかわることは日米地位協定¹(地位協定)により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域(在日米軍施設・区域)の提供に関する事、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関する事などの定めがある。

(1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法²に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行った上で、使用権原³を取得することとしている。

(2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍は、同軍を維持するために労働力(労務)を必要としており、この労務に対する在日米軍の需要は、地

位協定により、わが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、平成22年度末現在、約2万6千人の駐留軍等労働者(従業員)が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊および消防組織の要員、福利厚生施設の職員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用に欠くことのできない存在として、その活動を支えている。

こうした従業員は、地位協定の規定を受けて、わが国が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

2 在日米軍駐留経費負担

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保する上で、在日米軍駐留経費負担は重要な役割を果たしている。

1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、在日米軍の駐留に関して米国が負担する経費は相当圧迫を受け、窮屈なものとなった。かかる状況を勘案し、地位協定の枠内でできる限りの努力を行うとの観点から、昭和53年度に福利費(従業員の福利厚生などのための経費)などの労務費の負担を開始した。また、昭和54年度からは、急激な円高ドル安という事情などを踏まえ、提供施設整備費の負担を開始した。

さらに、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加し、従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響が生じるおそれが生じた。このため、87(昭和62)年、日米両国政府は、地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として、地位協定第24条についての特別な措置を定める協定(特別協

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定。

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法。

3 「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

定)⁴を締結した。これに基づき、わが国は調整手当(現地域手当)など8項目の労務費を負担するようになり、その後の特別協定により、平成3年度からは、基本給などの労務費と光熱水料等を、さらに平成8年度からは、それらに加え訓練移転費をわが国が負担するようになった。

なお、こうした在日米軍駐留経費負担については、わが国の厳しい財政事情にも十分配慮しつつ見直しを行っ

てきており、平成11年度予算(歳出ベース)をピークに減少に転じている。

08(平成20)年に発効した特別協定においては、労務費と訓練移転費は、前協定の枠組を維持する一方、光熱水料等は一定の削減を図るとともに、在日米軍駐留経費負担について米側が一層の節約努力を行うこととされた。また、本協定の締結に際し、両政府が、より効率的で効果的な在日米軍駐留経費負担とするために、包括的

図表Ⅲ-2-1-7 在日米軍駐留経費負担の概要

区分	概要	根拠
提供施設整備費(注)	昭和54年度から、施設・区域内に隊舎、家族住宅、環境関連施設などを日本側の負担で建設し、米軍に提供	地位協定の範囲内
労務費	昭和53年度から福利費などを、昭和54年度から国家公務員の給与条件に相当する部分を超える給与を日本側が負担(格差給、語学手当および退職手当のうち国家公務員を上回る部分については、激変緩和措置を設け平成20年度に廃止)	地位協定の範囲内
	昭和62年度から調整手当など8手当を日本側が負担	特別協定(昭和62年度)
	平成3年度から、基本給などを日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成8年度以降は、上限労働者数23,055人の範囲内で全額を負担。)	特別協定(平成3年度)
	日本が負担する上限労働者数を特別協定の期間中に23,055人から段階的に削減	特別協定(平成23年度)
光熱水料等	平成3年度から電気、ガス、水道、下水道および燃料(暖房、調理、給湯用)を日本側が負担(段階的に負担の増大を図り、平成7年度以降は、上限調達量の範囲内で全額を負担。)	特別協定(平成3年度)
	平成13年度から、上限調達量について、特別協定(平成8年度)の上限調達量から施設・区域外の米軍住宅分を差し引いた上で、さらに10%引き下げ	特別協定(平成13年度)
	平成20年度から、金額に相当する燃料などの負担となり、平成20年度については平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料などを、平成21、22年度については平成19年度予算額から1.5%減額し、約249億円に相当する燃料などを負担	特別協定(平成20年度)
	日本側は、249億円を上限としつつ、新たに日米間の負担の割合を定め、かつ、特別協定の期間中に、日本の割合を現在の約76%から72%に段階的に削減	特別協定(平成23年度)
訓練移転費	平成8年度から、日本側の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費を日本側が負担	特別協定(平成8年度)

(注) 提供施設整備については、案件採択基準を次のとおり策定し、効率的な実施に努めている。①在日米軍の駐留基盤整備に寄与する施設(隊舎、家族住宅など)については、必要性、緊急性などを勘案しつつ着実な整備を図る。②レクリエーション、娯楽施設などの福利厚生施設については、必要性を特に精査し、娯楽性・収益性が高いと認められるもの(ショッピングセンターなど)の新規採択を控える。

4 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。

な見直しを行うことでも一致した。

10(同22)年に行った包括的な見直しにおいて日米両政府は、日本側負担の内容について次のような見直しを行った上で、在日米軍駐留経費負担全体の水準については、新たな特別協定の有効期間中(平成23年度～平成27年度の5年間)、現在の水準(平成22年度予算額(1,881億円)が目安)を維持する⁵こととした。

ア 労務費

日本側が負担する上限労働者数については、新たな特別協定の期間中に23,055人から22,625人に段階的に削減する⁶。

イ 光熱水料等

日本側が負担する光熱水料等については、249億円を各年度の負担の上限としつつ、新たに日米間の負担の割合を定め、かつ、新たな特別協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減する。

ウ 提供施設整備

提供施設整備費の水準については、新たな特別協定の有効期間において、現在の水準(平成22年度予算額(206億円)が目安)以上とする。上記労務費および光熱水料等の減額分が、現状の提供施設整備費への増額分として充当される。また、10(同22)年5月の「2+2」共同発表にある「緑の同盟」に関する日米間協力の一環として、よりエネルギー効率が高く環境に優しい設計を導入するなど、環境に配慮した施設の整備に努めるほか、提供施設整備の事案採択に際して安定性および透明性を確保するための措置をとる。

3 新たな特別協定

日米両政府は、08(同20)年に発効した特別協定が11(同23)年3月末に失効することから、上記包括的な見直しを踏まえて、新たな特別協定の案につき協議を行った結果、合意に達し、同年1月、新たな特別協定への署名を行い、国会の承認を経て、同年4月、新たな特別協定が発効した。

○協定のポイント

- (1) 対象期間： 5年間。
- (2) 経費負担： 日本側が労務費、光熱水料等及び訓練移転費の全部又は一部を負担。なお、訓練移転費につき、国内への移転に伴い追加的に必要となる経費に加え、グアム等米国の施政下の領域への訓練移転に係るものも負担対象に追加。

・運用方針(往復書簡)

労務費： 日本側が負担する上限労働者数を、協定の期間中に、現在の23,055人から22,625人に段階的に削減。

光熱水料等： 249億円を各年度の負担の上限としつつ、協定の期間中に、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減。

- (3) 節約努力： これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記。

(図表Ⅲ-2-1-7参照)

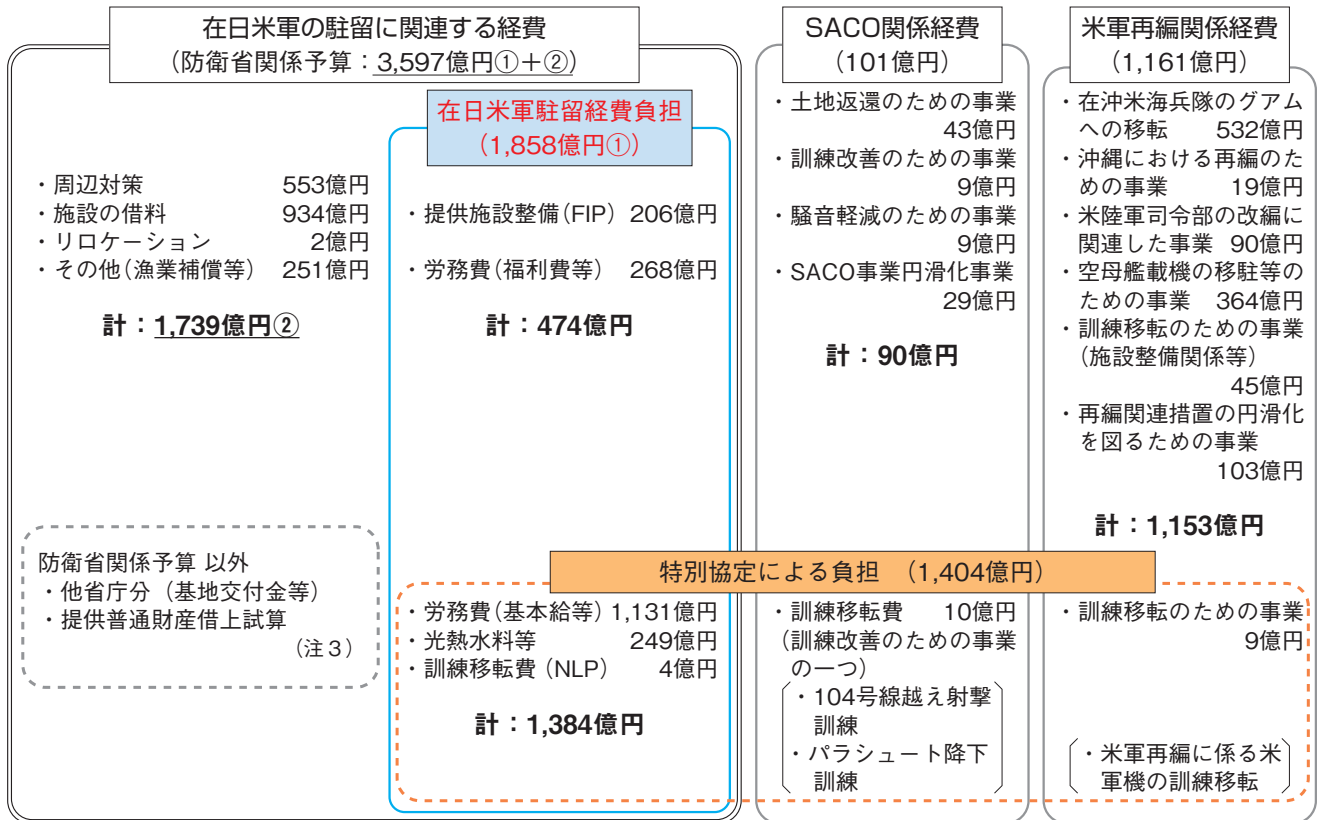
4 在日米軍関係経費

上記の在日米軍駐留負担経費に加え、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告(3節1(p300)参照)の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元負担軽減などに資する措置に係る経費などを含めた在日米軍関係経費については図表Ⅲ-2-1-8のとおりである。

5 人事院勧告に基づく賃金の変更は、労務費に適切に反映される。

6 「2+2」共同発表(11(平成23)年6月21日)「労務費を削減しつつも、駐留軍等労働者の安定的な雇用を維持するために引き続き最大限努力すること」で一致した。」

図表Ⅲ-2-1-8 在日米軍関係経費(平成23年度予算)



注：1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減等に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点からわが国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

3 在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等：394億円、平成22年度予算)、提供普通財産借上試算(1,656億円、平成22年度試算)がある。

5 日米共同訓練

自衛隊と米軍との共同訓練は、仮想の状況を設定し、その中で指揮官の判断能力や幕僚の調整能力の向上などを目的とする指揮所演習と、演習場や訓練海空域などで実際に部隊を活動させることにより、日米間の連携要領全般の向上などを目的とする実動訓練に分けられる。これらの共同訓練は、日米それぞれの戦術技量¹の向上を図る上で有益である。さらに、日米共同訓練を通じ、平素から戦術面などの相互理解と意思疎通を深め、相互運用性（インターオペラビリティ）を向上させておくことは、共同対処行動を円滑に行うために欠かせない。また、武力攻撃事態対処法や周辺事態安全確保法などにより自衛隊に与えられた任務を行う上でも、日米の連携・調整要領を平素から訓練しておくことは重要である。このような努力は、ひいては日米安保体制の信頼性と抑止効果の維持、向上にもつながる。

このため、自衛隊は、米軍との間で、これまでも各種の共同訓練を行っている。たとえば、昭和60年度に開始した日米共同統合演習は、おおむね毎年交互に指揮所演習または実動演習を行ってきており、10（平成22）年

12月の実動演習は10回目（指揮所演習はこれまで18回）であった。本演習は過去最大規模であり、また、東アジアの平和と安定にとって日米韓3か国の協力および連携の推進がきわめて重要であるという観点から、日米間での合意のもとで韓国軍が初めてオブザーバーを派遣した。

（図表Ⅲ-2-1-9参照）

その他の日米共同訓練として、日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練などを行っており、軍種・部隊レベルにおいても相互運用性（インターオペラビリティ）向上の努力を続けている。

これらの日米共同訓練は、共同対処能力の維持・向上に大きく資するものであり、内容の充実に努めているところである。なお、11（同23）年の東日本大震災への対応において、日米で連携して円滑に対応できたのは、これまで日米共同訓練を積み重ねてきた成果でもある。（特集（p19）参照）

参照 資料39（P486）



編隊飛行中の日米の航空機

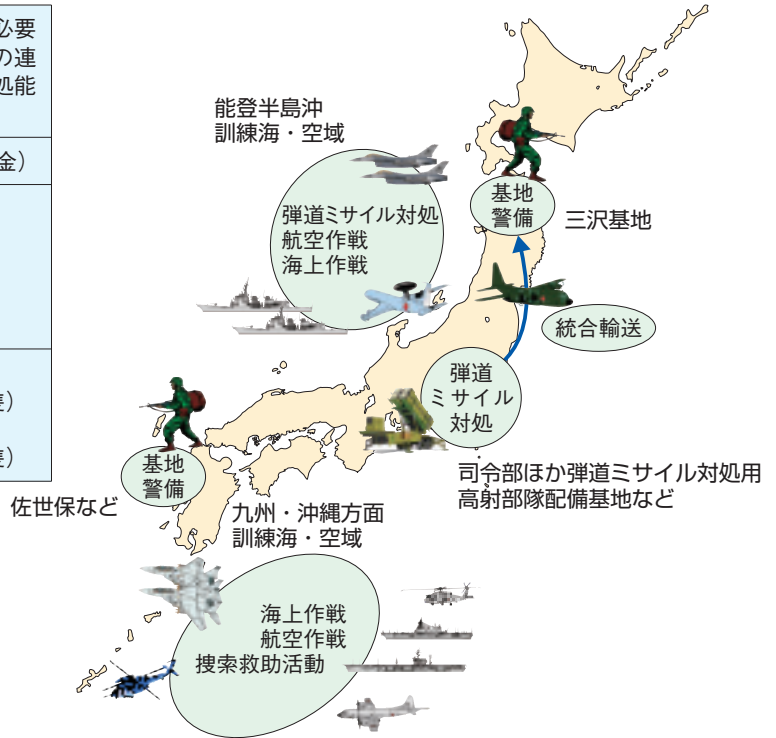


演習場にて調整する日米の隊員

¹ 個々の装備を使いこなすとともに、一定の規模の部隊を動かすための能力など。

図表Ⅲ-2-1-9 平成22年度日米共同統合演習(実働演習)の概要

演習の目的	わが国防衛のための日米共同対処に必要な自衛隊・米軍および自衛隊相互間の連携要領を実動により訓練し、共同対処能力の維持・向上を図る。
実施期間	平成22年12月3日(金)～12月10日(金)
演練項目	<ul style="list-style-type: none"> ○弾道ミサイル対処 ○島嶼防衛を含む海上・航空作戦 ○統合輸送 ○基地警備 ○搜索救助活動
参加規模	日本側：約33,900名 (航空機：約250機、艦艇：約40隻) 米側：約10,400名 (航空機：約150機、艦艇：約20隻)



VOICE

解説

Q&A

COLUMN

日米共同訓練について

自衛隊は創設以来、わが国の防衛のため、同盟国である米国の陸・海・空軍および海兵隊との相互運用性を向上させることを目的として、さまざまな訓練を共同で行っている。そこでは、陸・海・空それぞれの場面において、お互いの意思疎通の円滑化もさることながら、日米双方の部隊を、その特徴に基づく役割分担の観点から、いかに効果的・効率的に運用するかについて訓練を行っている。

たとえば、海上作戦においては、要となる米海軍の空母部隊が、敵の脅威度が低い環境下で艦載機の運用ができるようにするため、海上自衛隊の護衛艦、潜水艦、哨戒機などが、空母部隊が展開する予定の海域に事前に入り、敵の潜水艦、艦艇などを搜索し、それらを発見した場合には、空母部隊への攻撃が不可能となるよう、それらの行動を阻止する。また、米海軍の空母部隊や海上自衛隊の護衛艦部隊が作戦海域へ進出するために港を離れる際、あるいは補給などのために入港する際には、海上自衛隊の掃海艇が入港に使用する航路上の機雷の有無を事前に調べ、機雷の

敷設を確認した場合には、それを取り除き、部隊の出入港時の安全を確保する。

このように日米が緊密に連携した運用は一朝一夕に出来るようになるものではない。日米共同訓練を行って、共同対処能力を向上させ、日米安保体制の信頼性と抑止効果の維持・向上につなげる努力を続けている。



並走する日米の艦船

COLUMN

日米共同統合演習 (Keen Sword 11) に参加した隊員の声

第6航空団第306飛行隊 1等空尉 よしみつじゅんいち 吉満 淳一

私は、10(平成22)年12月に日本全国で行われた日米共同統合演習(Keen Sword 11)に戦闘機(F-15)操縦者として参加しました。

同年は、日米安全保障条約締結50周年という節目の年にもあたり、日米安全保障体制をさらに強化し、アジア太平洋地域において両国が直面する不透明、不確実な要素への対応をより一層実効的なものとするためにも、大変重要かつ意味のある演習であったと認識しています。

私の所属する航空自衛隊小松基地には、青森県の三沢基地から米空軍の戦闘機(F-16)部隊が展開してきました。訓練においては、航空自衛隊のF-15と米空軍のF-16で共同の対戦闘機戦闘訓練を実施しました。実際に、訓練前の調整や飛行前後のブリーフィング、上空での訓練などを通じて、米空軍飛行隊の操縦者と様々な意見交換などを行いました。彼等との訓練を通じ、多くの事柄について意識の共有を図ることができました。特に、全世界に展開する米軍の運用思想や装備品、戦術といった点からは大変多くの教訓を得ることができました。

わが国の防衛を担う組織である自衛隊にとって、実

戦経験を有する米軍との訓練機会は大変重要であり、戦術面での意思疎通を図ることは、米軍との相互運用性(インターオペラビリティ)の向上にもつながります。

また、本演習では、現場飛行隊、個々の隊員レベルでの相互理解と信頼性を向上することができました。同盟関係においては信頼性が非常に重要な要素となります。部隊レベルではありますが、信頼性を向上できたことは、日米安全保障体制の更なる深化に繋がると確信しています。

私は、本演習を通じて航空自衛隊の戦闘機操縦者として、見識を広め、技量を向上することができました。この経験を活かして、わが国の防衛にまい進していきたいと思います。



6 日米物品役務相互提供協定

日米物品役務相互提供協定¹(ACSA)は、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は、提供ができることを基本原則としている²。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とし、平時における共同訓練をはじめ

め、災害派遣活動、国際平和協力活動、周辺事態、武力攻撃事態といったさまざまな状況における協用に適用される。

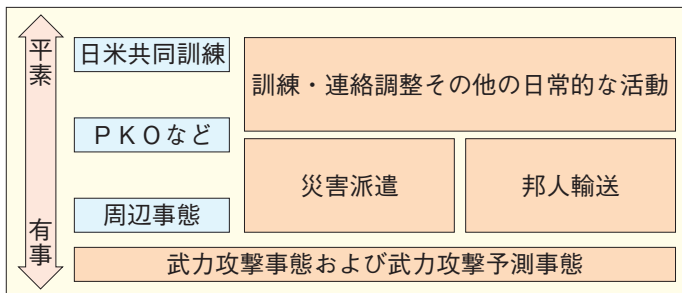
(図表Ⅲ-2-1-10参照)

図表Ⅲ-2-1-10 日米物品役務相互提供協定(ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現場において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用範囲



■ は、04（平成16）年の改正で追加

7 装備・技術面での交流

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、わが国の技術基盤・生産基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則等によらず武器技術を供与することとし、83（昭和58）年、「対米武器技術供与取極¹」を締結した。また、06（平成18）年6月には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極²」を締結した。

こうした枠組のもと、携帯地对空誘導弾（PSAM）^{Portable Surface to Air Missile} 関連技術などをはじめとして、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など19件の武器・武器技術の対米供与を決定している。

また、日米両国は、装備・技術面での意見交換の場である日米装備・技術定期協議（S & TF）^{Systems and Technology Forum}などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについては共同研究開発などを行っている。92（同4）年以降、共同プロジェクトに関する政府間取極を締結し、これまでに18件の共同研究・開発（うち14件は既に終了）などを行っている。日米間での装備・技術面での協力は、相互運用性（インターオペラビリティ）の向上や、研究開発コストとリスクの低減などの意義があり、両国は今後の協力の拡大についても検討を行っている。

参照 1章2節5（P243）、資料40（P488）

6-1 正式名称：日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定。

2 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬（武力攻撃事態および武力攻撃予測事態の場合のみ。）である。（武器の提供は含まれない。）

7-1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文。

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文。